

**第408回
天草不知火海区漁業調整委員会
議事録**

令和7年(2025年)9月17日開催

第408回天草不知火海区漁業調整委員会議事録

開催日時 令和7年(2025年)9月17日(水)13時30分から

開催場所 県庁防災センター1階 101会議室

出席者

(出席委員) 江口幸男 前田和昭 桑原千知 友村喜一 廣田幸英 澤田唯二
島田豊 岸田光代 山田雅章 藤木美才 田中愛美

(欠席委員) 田代龍也 深川英穂 一宮睦雄 藤田香織

(熊本県漁連) 指導部長 内田誠

(事務局) 事務局長(課長補佐) 石動谷篤嗣、主幹 宗達郎、主幹 堀田英一、
技師 寺嶋卓海

議事

(1) 議題

第1号議案 知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について(諮問)

第2号議案 熊本県うなぎ稚魚漁業許可取扱方針の一部改正について(照会)

第3号議案 うなぎ稚魚漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について(諮問)

第4号議案 小型機船底びき網漁業(手繰第1種漁業手繰網漁業)の適正操業に係る委員会指示について(指示)

第5号議案 令和7年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る各県海区漁業調整委員会の提案議題に対する意見について(協議)

事務局

定刻になりましたので、ただ今から第408回天草不知火海区漁業調整委員会を開催いたします。

委員会開催に当り事務局から御報告いたします。

本日の委員出席者数は、15名中11名で過半数に達しておりますので、海区漁業調整委員会規程第5条第1項に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。

それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

「第408回天草不知火海区漁業調整委員会次第」という資料を1部と「漁業法関係法令集」という冊子を1部お配りしております。

過不足等ありませんでしょうか。ないようですので、それでは、江口会長をお願いします。

議長

皆さん、こんにちは。雨の中ご出席いただき感謝します。

それでは、ただ今から第408回天草不知火海区漁業調整委員会

を開会いたします。

議事に入ります前に、海区漁業調整委員会規程第10条で定められております議事録署名につきまして、本日は前田委員と田中委員にお願いいたします。なお、議事の進行につきましては、皆様の御協力をお願いします。

それでは議事に入りたいと思います。

第1号議案「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」、水産振興課より説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。本日諮問させていただく知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

熊本県漁業調整規則には、知事は、新たに漁業の許可をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数等を勘案して、許可する隻数等を内容とした制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可を申請すべき期間を公示しなければならないと規定されています。また、公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならないと規定されています。

今回諮問させていただく内容について具体的に説明いたします。資料1ページから40ページまでに公示を予定している制限措置の案を掲載しておりますが、案の内容及び各漁業の概要について、法令集に添付しているスライドを用いて説明させていただきます。各スライドのタイトルにカッコ書きでスライド番号を付記しております。まず、法令集の上から1枚目のスライドの2番になります。新たに漁業を営みたいと要望のあった新規の許可漁業及び許可の有効期間満了に伴い引き続き漁業を営みたいと要望のあった漁業は、大目流し網漁業等、5種類の漁業です。

まず、大目流し網漁業です。スライドは、3番に漁法を4番に操業区域や隻数を示しています。スライド3番の図のような漁具を潮流を横切るように設置し、さわら、まながつお、たい等を漁獲します。今回、公示を予定している制限措置は6件あります。許可予定の隻数は合計46隻、船舶の総トン数は5トン未満、推進機関の馬力数は定めなし、漁業時期や漁業を営む者の資格については、資料2ページから4ページに記載のとおりとなっております。大目流し網漁業については以上です。

次に、小目流し網漁業です。スライドは、5番に漁法を6番に操業区域や隻数を示しています。先ほどの大目流し網漁業と同様、図

のような漁具を潮流を横切るように設置しますが、網目の大きさが5センチメートル未満に制限されています。主に、きす、さより等を漁獲します。今回、公示を予定している制限措置は、漁業時期が3月1日から10月31日までと5月16日から10月31日までの2種類で、漁業時期や操業区域の異なる9件です。許可予定の隻数は36隻であり、船舶の総トン数は5トン未満、推進機関の馬力数は定めなし、漁業を営む者の資格については、資料5ページから11ページまでに記載のとおりとなっています。小目流し網漁業については、以上です。

次に建網漁業です。まず、スライドは、7番に漁法を8番に操業区域や隻数を示しています。スライド7番の図のような漁具を潮流に平行に設置し、ひらめやたい等を漁獲します。漁業時期は1月10日から4月10日となっています。操業区域は、スライド8番の参考図のとおり、天草市牛深町の西側の天草海となっています。今回、公示を予定している制限措置の許可予定の隻数は合計36隻であり、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については、資料12ページから14ページに記載のとおりとなっています。

次に踏揚網漁業です。スライドは、9番に漁法を10番に操業区域や隻数を示しています。スライド9番の左の図のような漁具を搭載した漁船を潮流に対して平行に固定し、魚群をすくいあげるようにして、しばえびやぼら等を漁獲します。漁業時期は周年となっております。操業区域は、スライド10番の参考図に色付けしている火共第1号共同漁業権漁場内となっています。今回、公示を予定している制限措置の許可予定の隻数は12隻であり、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については、資料15ページに記載のとおりとなっています。踏揚網漁業については、以上です。

最後になりますがその他のかご漁業です。スライドは、11番に漁法を12番に操業区域や隻数を示しています。スライド11番の図のようなかごを設置し、漁場によって主たる漁獲物は異なりますが、あなご、がらかぶ、うつぼ等を漁獲します。漁業時期は3月1日から11月31日までと6月1日から7月31日までの2種類となっております。操業区域は、参考図に色付けしていますが、不知火地区、天草地区の地先です。今回、公示を予定している制限措置は、操業区域や漁業を営む者の資格の異なる37件です。許可予定の隻数は不知火地区が32隻、天草地区が332隻であり、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格について

は、資料16ページから40ページに記載のとおりとなっています。その他のかご漁業については、以上です。

最後に許可の申請期間についてです。スライド13番をご覧ください。新規及び有効期間満了に伴う許可の申請期間は、大目流し網漁業、建網漁業、踏揚網漁業及びその他のかご漁業が令和7年（2025年）9月26日から令和7年（2025年）10月31日まで、小目流し網漁業が令和7年（2025年）9月26日から令和7年（2025年）10月17日までを予定しています。

なお、制限措置の公示に当たり、規則第11条に定める漁業種類、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数、推進機関の馬力数、操業区域、漁業時期、漁業を営む者の資格、申請すべき期間以外の軽微な修正があった場合は、水産振興課へ一任いただきますよう、併せてお諮りさせていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほど宜しくお願い致します。

議長

ただ今、水産振興課から、第1号議案について説明がありました。委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

委員

意見なし。

議長

それでは特に無いようですので、第1号議案については、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。

委員

異議なし。

議長

それでは、第1号議案については、特に意見なしと答申します。
続きまして、第2号議案「熊本県うなぎ稚魚漁業許可取扱方針の一部改正について」となっておりますが、水産振興課からその次の第3号議案「うなぎ稚魚漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」は第2号議案と関連する議案であることから、一括して説明したいとの申し出がっておりますので、第2号議案と第3号議案を一括しての説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。

第2号議案及び第3号議案にかけては、うなぎ稚魚漁業に関連した事項ですので、まとめて説明をさせていただき、その後、議案毎に御審議いただきたく思います。

今回、第2号議案では、うなぎ稚魚漁業の許可をするに当たって必要な事項を規定する熊本県うなぎ稚魚漁業許可取扱方針の一部改正に係る意見について照会し、第3号議案では、うなぎ稚魚漁業の許可をするに当たって必要な制限措置について諮問するものです。各議案について説明します。

まず、熊本県うなぎ稚魚漁業許可取扱方針の一部改正についてご説明します。資料の42ページをご覧ください。今回の改正は、方針内の文章の整理や年号の修正に伴うもので、改正の詳細は、資料50ページから53ページの新旧対照表に赤字で記載しています。

まず、資料の51ページの右側をご覧ください。漁業を営む者の資格等について規定している第7条第2項第4号について、「うなぎ種苗特別採捕許可取扱方針」という文言を削除することとしています。これは、うなぎ稚魚漁業が知事許可漁業に移行して3年目となることから、申請時過去2年以内に同方針に基づく特別採捕許可者が存在しないためです。次に資料の52ページをご覧ください。漁具数の制限と漁業従事者数の制限について第11条及び第12条で規定しています。このうち、ただし書きにあるうなぎ稚魚漁業許可の実績人数について、令和6年産としているところを令和6年産以降のという文言に修正しております。次に資料の53ページをご覧ください。放流用種苗の供給について第17条で規定していましたが、条文の削除を行います。これは、令和5年12月1日以前は、うなぎ稚魚は増養殖用の種苗供給を目的に、特別採捕許可に基づき採捕が可能でしたが、令和5年12月1日に改正・施行された漁業法によりうなぎ稚魚が特定水産動植物に指定されたことに伴い、何人もうなぎ稚魚の採捕が禁止されました。ただし、知事許可漁業や特定水産動植物採捕許可に基づく採捕の場合は、採捕の禁止規定が除外されます。このうち、特定水産動植物採捕許可については、試験研究又は教育実習を目的とする採捕に限られたため、これまで行われていた、漁協による増養殖用の種苗供給を目的とした採捕ができなくなったため、条文を削除するものとなります。最後に、資料の53ページをご覧ください。先程ご説明した第17条を削除したことにより、後の条数が繰り上がるための修正となります。

次に、資料55ページをご覧ください。うなぎ稚魚漁業の制限措置の説明に移らせていただきます。

熊本県漁業調整規則第11条と熊本県うなぎ稚魚漁業取扱方針第2条の規定により、漁業種類、操業区域、漁業時期などを内容とした制限措置を定めることとなっています。また、同規則第11条第

3項において公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないと規定されており、今回、諮問するものです。

制限措置は、漁業種類、操業区域ごとに定める必要があり、海面におけるうなぎ稚魚漁業においては、たも網で抄うたも抄いと、定置網で採捕するちょうちん網に分かれています。今回は、天草不知火海区ではたも抄いについて諮問いたします。

なお、各漁業の概要につきましては、法令集の黄色付箋のページに概略図を添付していますので、適宜ご確認ください。

たも抄いについて説明します。資料は55ページから60ページをご覧ください。今回、公示を予定している制限措置は12件です。各制限措置の操業区域は資料に記載のとおりです。漁業時期は、12月1日から翌年4月30日までの100日以内としています。船舶を使用しない制限措置については、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は1人となっています。

船舶を足場として使用する場合は、船舶ごとに許可をする必要があり、許可すべき船舶の数を定めています。漁業を営む者の資格については、資料60ページの別記のとおりです。

許可又は起業の認可を申請すべき期間は59ページにあるとおり令和7年10月14日から令和7年10月31日までを予定しています。また、3備考の(2)に許可の条件を示しています。

なお、取扱方針及び制限措置ともに字数が多く、内容の変更を伴わない軽微な修正につきましては、当課に御一任いただくことも併せて、御審議のほどよろしく申し上げます。

以上で説明を終わります。

議長

ただ今、水産振興課から、第2号議案並びに3号議案について説明がありました。委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

山田委員

内容の質問というより参考に教えていただきたいのですが、今年の年初はシラスウナギが良く獲れたと聞いてたが、今年の漁獲状況について、話せる範囲で教えていただけないか。

水産振興課

水産振興課です。昨年度は56.963kgであったが、今年度は206.380kgであった。5年平均比で見ると301%となっており、近年稀にみる豊漁であった。

議長	他にございませんか。よろしいですか。
委員	はい。
議長	ありがとうございます。それでは、無いようですので、第2号議案「熊本県うなぎ稚魚漁業許可取扱方針の一部改正について」、特に異議なしと回答してよろしいですか。
委員	異議なし。
議長	ありがとうございます。 それでは、第2号議案については、特に異議なしと回答します。 引き続き、第3号議案についてお諮りいたします。第3号議案「うなぎ稚魚漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」特に意見なしと答申してよろしいですか。
委員	異議なし。
議長	それでは、第3号議案については、特に意見なしと答申します。 続きまして第4号議案「小型機船底びき網漁業（手繰第1種漁業手繰網漁業）の適正操業に係る委員会指示について」、事務局より説明をお願いします。
事務局	委員会事務局でございます。座って説明させていただきます。 資料6 1ページをご覧ください。 令和7（2025年）7月10日付けで天草漁業協同組合代表理事組合長から本委員会に対し、「天草海における手繰第1種漁業手繰網漁業の適正操業の確保について」要望書が提出されました。手繰網漁業とは資料6 2ページの漁具を使用して行う底びき網漁業です。 資料6 3ページをご覧ください。 現在の許可の状況ですが、天草漁協天草町支所に7件、崎津支所に3件の合計10件に許可されています。 また、許可の期間は、令和5年（2023年）6月1日から令和8年（2026年）5月31日までで、漁業時期は、10月1日から翌年5月31日までとなっております。 次に、委員会指示が、発出されるに至った経緯について御説明します。

平成18年、苓北、天草町、崎津地区の一本釣り漁業者や手繰網漁業者から、ある手繰網漁船が、これまで行われてきた本来の漁法と異なる漁法で操業しており、一本釣り漁業者との漁場競合が生じているとの情報が寄せられるようになりました。

一本釣り漁業者や手繰網漁業者から異なる漁法を行う者に対し、許可された漁法で操業するよう要請したものの聞き入れられなかったため、関係漁協や漁業者が当委員会に対し、適正な手繰網漁業の操業や、一本釣り漁業との操業調整が図られるよう要望を行われました。

このような経緯を踏まえ、これまで操業調整が図られてきた一本釣り漁業と競合が生じている手繰網漁業について、適正操業を確保する必要があること、また、本来の手繰網漁業の基本的な漁具の基準について、明確にする必要があることを理由に、平成19年度から当委員会より計10回の委員会指示が出されています。

次に、手繰網漁業及び漁場が重複する一本釣り漁業の漁業者を組合員とする天草漁業協同組合から、引き続き前回と同様な委員会指を発出するよう要望書が出されたことから、手繰網漁業の本来の漁具及び漁法による適正な操業を確保するとともに、地元漁業者との調整が図られるよう、今回の要望に対して、現在の委員会指示を継続することが望ましいと考えます。

なお、県水産振興課においても、委員会指示が完全に履行され、手繰網漁業本来の漁具及び漁法による適正な操業が行われることにより、関係漁業者間の調整が図られるよう、漁期前及び漁期中の検査について、漁業取締事務所と連携しながら実施されています。

第4号議案の説明は以上でございます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長

ただ今、事務局から第4号議案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

議長

よろしいでしょうか。

委員

はい。

議長

それでは、特に無いようですので、第4号議案については、当委員会が指示を行うことでよろしいでしょうか。

委員

はい。

議長

ありがとうございます。
それでは、事務局より委員会指示の案を説明してください。

事務局

委員会指示の内容について御説明いたします。
資料64ページをご覧ください。発出する委員会指示の（案）を示しております。

指示の中で出てくる漁具の名称につきましては、資料62ページに、手繰網漁業の漁具図を示しておりますので、参考にご覧下さい。指示の案を読み上げさせていただきます。

天草不知火海区漁業調整委員会指示第〇〇号

天草海における手繰第1種漁業手繰網漁業の操業に係る制限について、適正操業の確保及び漁場利用の適正化を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

令和7年（2025年）〇月〇日

日付は県公報掲載日となります。

天草不知火海区漁業調整委員会会長 江口 幸男

1 指示の内容

(1) 制限の対象となる漁業種類

天草海を操業区域とする手繰第1種漁業手繰網漁業

(2) 制限する内容

- ア 一本釣り漁業及びはえなわ漁業（浮きはえなわ漁業を除く）の操業を妨げてはならない。
- イ 網口（荒手網前端）から5メートル以内に、高さ1メートル以内の手木を付けなければならない。
- ウ 手木（手木に付ける股網の長さは、片側1.5メートル以内）からの曳網は片袖1本でなければならない。
- エ 網丈の最大の高さ（袖網と袋網との接合部における網丈）は、15メートル以内でなければならない。
- オ 沈子網は、グランドロープ（チェーン又はワイヤーロープにストランドロープや古網を巻いたもの、又はゴム製の筒を取り付けたもの）でなければならない。
- カ 曳網にオドシを付けてはならない。
- キ 曳網（股網と曳網の接合部を除く）1本に付ける沈子（チェーン等）は、1ヶ所でなければならない。

2 指示の有効期間

令和7年（2025年）10月1日から令和9年（2027年）

5月31日までとする。

委員会指示の説明は以上でございます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長

ただ今、事務局より委員会指示の案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

議長

よろしいですか。

委員

はい。

議長

他に無いようですので、第4号議案については、事務局の案のとおり委員会指示を発出することとしてよろしいでしょうか。

委員

はい。

議長

それでは、第4号議案については、事務局の案のとおり委員会指示を発出します。

続きまして、第5号議案「令和7年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る各県海区漁業調整委員会の提案議題に対する意見について」、事務局から説明をお願いします。

事務局

委員会事務局でございます。資料は、65ページからになります。前回の当委員会で、全国海区漁業調整委員会連合会によります関係省庁への要望活動に向けた提案議題を協議いただいたところですが、九州ブロック事務局の大分海区漁業調整委員会から九州各県海区の議題を取りまとめたため、その議題について意見を求められております。

この提案議題については、本県から4つの議題を継続提案しておりますが、昨年度提案した議題について、本年7月に全国海区漁業調整委員会が関係省庁へ要望活動を行っておりますので、今回協議いただく提案議題の説明に入ります前に、要望活動の結果をご報告させていただきます。

資料の67ページをご覧ください。

資料は、枠外の左上に要望の大項目を記載し、最上段の欄に令和7年度提案趣旨、その下段左側の欄に小項目の提案、右側の欄に関係省庁の回答や状況を記載しております。

まず、要望の大項目Ⅰ、海区漁業調整委員会制度についてです。

左の欄の番号1、委員会制度の堅持については、右の欄のとおり、委員会が重要な機関であるとの認識を示されるとともに、漁業者及び漁業従事者を主体とした組織であるとの基本的な性格を維持していると、水産庁から回答があります。また、左の欄の番号2、海区漁業調整委員会の財政基盤の確保については、本県が提案した項目ですが、右の欄のとおり、引き続き、委員会の運営に極力支障を生じることが無いよう予算確保に努める旨、水産庁から回答があります。令和2年度以降の関係予算の推移も示されています。

次に、資料の77ページをご覧ください。要望項目のIV、沿岸資源の適正な利用についてです。左の欄の番号1の①、②が本県提案の大中型まき網漁業の操業禁止区域拡大に該当します。右の欄の水産庁回答1にあるとおり、沿岸漁業と沖合漁業の話し合いを通じて、資源の合理的な利用を図り、共存共栄を図っていくことが重要とされ、回答2にあるとおり、一方的な大臣許可漁業への規制強化は困難であるが、海洋環境の変化の対応に向けた取組みが行われていることを踏まえ、取組みを継続して参りたい旨、回答があります。

さらに資料の82ページの左の欄の番号5の②をご覧ください。こちら、本県提案の大中型まき網漁業への指導強化の提案に該当する部分になります。

右の欄の1に示すとおり、全ての大臣許可漁業へのVMSの設置・常時作動等を義務付けるとともに法改正により、通信妨害の行為を禁止し、罰則を措置したとの回答に加え、2に示すとおり、集魚灯の使用など、VMSで対応できない違反については、取締方法を工夫するなどして対応していきたい旨、回答があります。

次に資料の92ページをご覧ください。こちらは要望の大項目VI、外国漁船問題等についてです。左の欄の番号3の②が本県提案の東シナ海における漁船の安全確保に該当する部分です。右の欄に示すとおり、水産庁、海上保安庁ともに、引き続き関係省庁と連携し、日本漁船の安全が確保されるよう政府全体として、適切に対応して参りたい旨、回答されています。

最後に、資料の98ページをご覧ください。要望の大項目VII、海洋性レジャーとの調整等についてです。

左の欄の番号3の②、対象者の把握の取組みが本県提案に該当する部分で、登録制度に係る提案も含まれています。また、本県提案の保険加入の義務化に該当する部分としては、99ページの左の欄の3の③になります。

右の欄の水産庁及び国交省から、安全対策のため業界団体等を通じた周知徹底や作成したマニュアル等を活用しながら講習会の開催

も働きかける旨、回答があり、また、国交省海事局からはミニボートは財産価値が低い等の理由から国による船舶の登録制度の対象としていないことが回答されています。

さらに、3の③では水産庁回答2において、日本漁船保険組合のプレジャーボート責任保険は、漁港等に保管又は係留されている5トン未満のプレジャーボートが対象で、ミニボートも当該保険の対象となること、次ページでは国交省から、保険加入率の向上のため、啓発に取り組む旨、回答されています。全漁調連による要望活動結果の説明は、以上です。

次に、今回意見を求められている九州各県の海区漁業調整委員会の提案議題について、説明します。資料の125ページをご覧ください。

要望事項のN○1～3は、海区漁業調整委員会制度に関する事、N○4は、沿岸漁場の秩序維持に関する事、N○5～9は、クロマグロの資源管理に関する事、N○10～13は、沿岸資源の適正な利用に関する事、N○14～15は、漁業法改正後の制度運用に関する事、N○16～22は、外国漁船問題等に関する事、N○23～25は、海洋レジャーとの調整等に関する事となります。

資料の126ページ以降に各提案議題を示しております。

各提案を見ますと、当海区の提案議題と競合するようなものはなく、一部変更等はありませんが、全てが継続案件となっております。

意見の回答方法としては、修正や反対の意見があれば、具体的に修正案と理由を回答します。また、賛同する場合には、その旨を記載して回答することになります。

参考ですが、昨年度は他県海区の提案議題に対して、当海区にとって特段支障はなく、全て賛同する旨回答されております。

なお、今後、熊本県連合海区として取りまとめるに当たり、軽微な修正等については、会長に御一任いただきたく、併せて、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

以上で、説明を終わります。

議長

ただ今、事務局から、第5号議案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

議長

よろしいでしょうか。

委員

はい。

議長

それでは特に無いようですので、第5号議案は、他の海区の提案に賛同する旨、回答してよろしいですか。

また、今後、熊本県有明海区でも同様な協議があることから、当委員会の意見と取りまとめる際の軽微な修正については、会長に一任いただいてよろしいですか。

委員

はい。

議長

それでは、第5号議案については、他の海区の提案に賛同する旨、九州ブロック会議の担当県に回答することとします。また、軽微な修正については、会長に一任いただきます。

本日、事務局が予定した議事は以上ですが、委員の皆様から他に何かございませんか。

議長

事務局はありませんか。

事務局

本日は特にありません。

議長

他に無いようですので、これで第408回天草不知火海区漁業調整委員会を閉会します。

以上